

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

発 行

目 次

規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

（人事課）
（会計課）
—

ページ

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項中、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」に改める。

第三条の表警察本部長の項第二号中、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中、「（平成二十二年法律第十九号）」の下に、「又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。